

表題部所有者の登記をした旨の公告

下記 2 の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第 15 号）第 15 条第 1 項に規定する登記を行ったので、第 16 条の規定により、公告する。

令和 7 年 12 月 19 日      広島法務局可部出張所    登記官    杉原治人

記

1    手続番号

第 2409－2025－0008 号

2    表題部所有者不明土地に係る所在事項

山県郡安芸太田町大字津浪字丸山 10596 番 5